令和７年度山形県スポーツ合宿あっせん支援事業実施要領

（目的及び交付）

第1条　山形県スポーツコミッション推進本部は、スポーツによる交流人口の拡大を通じた地域活性化や、本県の更なるスポーツの振興を図るため、県外のスポーツ団体が県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用したスポーツ合宿を行うことについて、あっせん、誘致した事業者に対して、この要領の定めるところにより、予算の範囲内で支援する。

（支援対象事業）

第２条　この支援金の交付の対象となる事業（以下「支援事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

1. 県外のスポーツ団体が、県内のスポーツ施設及び宿泊施設を利用して行うスポーツ合宿であること
2. 県内に連続して３泊以上宿泊すること（ただし、大会等への参加日は除く。）
3. 延べ参加者数が、２０人泊以上であること

（支援額）

第３条　延べ参加者数に５００円を乗じた額とする。（ただし、大学生にあっては４００円、高校生以下にあっては３００円とする。）

　　なお、１スポーツ団体あたりの支給上限額を年間１０万円とする。

（支援対象事業者）

第４条　第２条に定めた支援対象事業をあっせんした事業者（旅行業者等）を対象とする。

（用語の定義）

第５条　この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

1. 宿泊施設

旅館業法（昭和23年法律第138号）第２条で規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）

1. 参加者

合宿等においてスポーツを行う者及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー、保護者等）（ただし、スポーツを行う者の人数を超えない範囲内に限る）

1. 延べ宿泊者数

宿泊施設に宿泊した参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数

（支援事業の実施期間）

第６条　支援事業の実施期間は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までとする。

（交付の申請）

第７条　支援金の交付を受けようとする事業者は、スポーツ合宿を行う団体が合宿を開始する14日前までに、申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第１‐１号）

（２）合宿参加者名簿（様式第２号）（合宿する団体が作成した名簿での代用も可能）

（３）その他必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　山形県スポーツコミッション推進本部は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、支援金の交付の決定を行い、当該支援対象事業者に通知するものとする。

（交付の変更）

第９条　申請額に変更がある場合は、事業計画変更承認申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて、山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。ただし、交付申請額の20%以内の減額の場合を除く。

（１）変更事業計画書（様式第１‐１号）

（２）合宿参加者名簿（様式第２号）（合宿する団体が作成した名簿での代用も可能）

（３）その他必要と認める書類

２　申請した事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第４号）を山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条　支援事業が完了したときは、様式第５号による実績報告書に次に掲げる書類を添え、支援事業完了後30日を経過する日又は令和８年４月10日のいずれか早い日までに山形県スポーツコミッション推進本部に提出しなければならない。

（１）事業報告書（様式第５‐１号）

（２）合宿参加者名簿（様式第２号）（合宿する団体が作成した名簿での代用も可能）

（３）その他必要と認める書類

（帳簿等の保存期間）

第11条　帳簿等の保存期間は、事業終了の年度の翌年度から５年間とする。